

事務事業の概要	検出事項	監査の結果														
<p>1 制度の概要</p> <p>(1) 建築物や昇降機などの所有者・管理者に定期的な調査・検査結果の報告を義務付けることで、建築物の安全性を確保することを目的とする制度である（建築基準法12条）。</p> <p>・大阪府内の所有者・管理者でも、防災センターを経由することなく(手数料徴収なし)、直接特定行政庁に提出した事例もある。</p> <p>(※1) 特定行政庁 建築主事を置く地方公共団体をいい、建築の確認申請、違反建築物に対する是正命令等の建築指導行政を実施。現在、府内には18の特定行政庁がある。</p> <p>(※2) 一般財団法人大阪建築防災センター 建築物等の安全を確認する定期報告制度の円滑な運営と推進を図ることを目的に、府内特定行政庁(設立時10、現在18)と建築関係団体で昭和48年12月に設立した団体。現在の府の出資比率4.8%(出資額5百万円)(平成25年7月現在、役員88名に占める府のOBは11名)</p>	<p>1 指導手数料は、府からの受託ではなく防災センターが独自で実施している事業収入であり、報告書を提出する所有者・管理者にとって、指導を受けるかどうかは任意に選択可能であるが、現実には任意でなく、全員から一律徴収されている。</p> <p>2 所有者・管理者は、報告書作成のための調査費用を資格者に支払うことに加え、防災センターへ指導手数料を支払うことで、さらに負担が大きくなっている。</p> <p>(参考) 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各都道府県の定期報告受付事務の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 すべての特定行政庁が直接実施している</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>2 すべての特定行政庁が防災センター的団体に委託している</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3 特定行政庁によって、直接実施と防災センター的団体に委託の両方がある場合</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">団体委託先(2・3計16府県)のうち、手数料徴収の有無の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料徴収している団体</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>手数料徴収していない団体</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>・団体委託のうち手数料を徴収していないのは報告書の詳細チェック等を実施していないため</p>	各都道府県の定期報告受付事務の状況		1 すべての特定行政庁が直接実施している	31	2 すべての特定行政庁が防災センター的団体に委託している	12	3 特定行政庁によって、直接実施と防災センター的団体に委託の両方がある場合	4	団体委託先(2・3計16府県)のうち、手数料徴収の有無の状況		手数料徴収している団体	8	手数料徴収していない団体	8	<p>所有者・管理者にとって、指導を受けるどうかは任意であることがわかりにくいことが問題であり、改善措置を講じる必要がある。</p>
各都道府県の定期報告受付事務の状況																
1 すべての特定行政庁が直接実施している	31															
2 すべての特定行政庁が防災センター的団体に委託している	12															
3 特定行政庁によって、直接実施と防災センター的団体に委託の両方がある場合	4															
団体委託先(2・3計16府県)のうち、手数料徴収の有無の状況																
手数料徴収している団体	8															
手数料徴収していない団体	8															
<p>2 報告率の現状</p> <p>府内全体では、近年70%程度と横ばいの状況である。なお、建築物の報告は3年に1回であり、用途ごとに報告年度が決められている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告対象</td> <td>学校等</td> <td>病院等</td> <td>共同住宅</td> </tr> <tr> <td>報告率</td> <td>76.5%</td> <td>71.4%</td> <td>67.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>全国平均 68.4%(平成23年度)</p>	年度	H22	H23	H24	報告対象	学校等	病院等	共同住宅	報告率	76.5%	71.4%	67.0%	<p>事務事業を所管する住宅まちづくり部の見解</p> <p>防災センターの自主事業である技術指導を所有者・管理者が受けるか否かは、現在でも選択可能となっている。</p> <p>今後、府内特定行政庁と協議・調整を行い、当該指導業務を依頼する際、手数料が発生することをより明確にするよう、業務委託契約に際して条件付ける等の対応を行う。</p>			
年度	H22	H23	H24													
報告対象	学校等	病院等	共同住宅													
報告率	76.5%	71.4%	67.0%													

委員意見

防災センターが徴収する指導手数料が、所有者・管理者にとって支払義務があると誤解を与えることは好ましくないことから、所有者・管理者が指導を受けるか否かを任意に選択できるよう、防災センターが受付時やパンフレット等で積極的に説明を行い、府民に対する説明責任を十分に果たせるよう強く働きかけられたい。

措置の内容

1 一般財団法人大阪建築防災センターへの対応

平成26年度業務委託契約書の一部である「特殊建築物等定期報告業務委託実施要領」に、「当該契約に基づく業務に関連して、受託者一般財団法人大阪建築防災センターが対価を得て、サービス等を提供する場合には、所有者等がサービスの提供を受けるか否かは、選択できることを明確にすること。」という条文を追加する。

2 府内特定行政庁との協議・調整結果

府内特定行政庁との協議・調整の結果、大阪府が上記1の対応を行うことについて同意を得た。